

申し入れ（全労働省労働組合和歌山支部）議事概要等（令和8年3月4日）

和歌山労働局長（当局）は、令和8年2月20日（金）に全労働和歌山支部執行委員長（全労働省労働組合和歌山支部）から、春季統一要求他に係る申し入れを受け、令和8年3月4日（水）にその対応を行った。

この申し入れの概要は次のとおりである。

【全労働和歌山支部】

1 労働行政体制の拡充について

政府の重要施策である「賃上げの普及・定着」「三位一体の労働市場改革」など政府の重要施策を多く担っている労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含めて、労働行政職員を大幅に増員すること。窓口取扱時間（受付時間）を全ての部署で設定するとともに、開庁延長の縮小を図ること。

2 賃金・諸手当について

国家公務員の賃金を月額平均28,000円(6.5%)以上(行政職(一))引き上げること。「給与構造改革・給与制度の総合的見直し」や「給与制度のアップデート」によって生じた不合理な地域間格差を解消するとともに、世代間格差を生じさせないこと。特に、去年の人事院勧告によって地域手当の大きくくり化や扶養手当等の見直しで賃下げとなった職員の賃金を元の水準に戻すこと。公務の特殊性を踏まえて退職手当制度を改善すること。一時金の支給月数を引き上げるとともに、勤勉手当を廃止して期末手当に一本化すること。職務給の原則にそぐわない地域手当による地域間格差を高位平準化して解消すること。通勤手当について、全額実費支給とし、すべて非課税とすること。また、駐車場利用料金支給額の引上げや駐輪場の使用料金の支給及び新幹線鉄道等の特急料金や高速道路利用料金における適用要件を見直し、通勤距離が60km未満や通勤時間が90分未満の場合も支給すること。

3 都道府県労働局のあるべき人事制度について

労働行政のすべての分野における専門性の維持・向上を図るため、技官の採用を直ちに再開するとともに、安全衛生業務を担う職員を育成すること。また、労災補償・適用徴収業務の専門職員である基準系事務官の十分な採用数を確保すること。加えて、誰もが安心して業務に専念できる人事制度を確立するとともに、制度の構築に当たっては新人事制度がもたらした弊害を十

全に検証すること。

4 労働法制・雇用施策について

労働基準、職業安定及び雇用均等の各機関は、国の責任で相互に連携しながら全国斉一に労働者の権利保障を担っていることから、労働者保護の後退につながる地方移管・民間開放を行わないこと。

5 その他

高齢期雇用の課題、人事評価制度、公務員宿舎、人事異動、労働時間・休暇制度、民主的公務員制度と労働基本権の確立、民主的な労働行政の運営、職員の健康・安全の確保、労働条件、職場環境等について要求事項を踏まえた改善を図ること。

以上を踏まえ、ここに春季統一要求書他を提出するので、各々の要求項目について誠実な対応を要望する。

【当局】

要求事項については、内容を検討の上、関係機関に働きかける等してまいりたい。